

# おきなわ 自治の風

第68号

2022年8月

発行

おきなわ住民自治研究所

〒900-0022 那覇市樋川2-6-7

樋川第1ビル 305

TEL 098-855-2515

Fax 098-853-6545

Email okijitiken@gmail.com



沖縄県知事選（8月25日告示・9月11日投票）にむけ、玉城デニー事務所開きの様子

2. 新全体主義と平和・人権・地方自治
6. 沖縄の歴史—「自治」を軸に考える  
第23回 二次大戦後の世界
10. 書評 『平和で豊かな沖縄をもとめて』
12. 辺野古通信
13. 第7回宮古島市民学習会  
「みんなで学ぶ宮古島の財政」
14. 事務局通信

# 新全体主義と 平和・人権・地方自治

## ④一体化が進む防衛省と財界・軍需産業

池上 洋通 (いけがみ ひろみち)

(おきなわ住民自治研究所理事)

### はじめに

前回の講座では、いま政府が進めようとしている「防衛費の大増額計画」について、次の内容で検討しました。

- ◇軍事体制は憲法九条違反である。
- ◇「赤字国債による財政運営」は、財政法が禁止しているのに、「特例法」によって毎年度「赤字国債」を発行し続けてきた。

◇その結果、GDP（国内総生産）

の総額に対する比率で、先進各国中ダントツ第一位の国債発行額の累積が現実のものとなっている。

◇保守勢力のなかで「防衛費倍加」を主張する声が広がっているが、二〇二〇年段階で「日本の防衛費額」

は、世界第九位の位置にあり、これを二倍化するなら、アメリカ、中国に次いで世界第三位の額になる。

◇アメリカをはじめとした軍需大企業上位一〇社の「軍事製品売上実績」を確認し、合わせて日本の防衛費の日本国内大企業への支出を示した。これによって防衛費の「軍需産業サポート」の性格を見た。

これらを読まれた方は、「防衛費の二倍以上の拡大」の主張が、もともと違憲・違法であるとともに、「世界一」と言うべき赤字国債の累積」という国家財政から見て、いかに非現実的で無責任な政策であるかについて共感していただけたと思います。

そしてもう一つは、「防衛費の使い道」です。自衛官や防衛省職員の人件費以外の予算のうち、相当な金額が「日米軍需産業への支出」になっていることを確認できたと思います。しかし、じつは、いま出されている

「防衛費拡大」は、現状をはるかに超える「軍備計画」によるものです。今回はその流れの中で進む、軍需産業・財界との「連携体制」の進展を、

具体的資料で見ることになります。

### ※別掲の「軍事コラム」

へアメリカ政府が「日本に対して、オスプレイ一七機を総額三六〇〇億円で売却した」と議会に対して報告したことを報じた二〇一五年五月の「赤旗」紙記事の見出しと合わせて、三六〇〇億円という金額が持つ意味を現実的に理解するた

めに、日本政府の支出する「沖縄県振興予算額の推移」を二〇一四〜二〇一九年度について見ました。

これで見ると、オスプレイの購入費の総額が、沖縄県振興交付金のいずれの年度の金額をも上回っていたことが分かります。

なお、沖縄県振興交付金には、種々の問題が指摘されてきました。ここでは何よりも、近年において交付金の総額そのものが減額されていることを、明白に指摘しておくことにします。(二〇二二年度は、二六八四億円に減額)

### 軍事コラム

#### ◎オスプレイはいくらで買ったの？

日本にオスプレイ 17機売却  
 社会保障費削減分に匹敵 総額 3600 億円  
 想定価格の 2 倍超える  
 米国防総省 議会に通知

▲「日本政府が、米国からオスプレイ 17 機を総額 3600 億円で購入した」と報じた、2015 年 5 月 8 日付の「赤旗」紙記事の見出し

#### <参考資料> 沖縄県振興予算額の推移

年度	予算額 (億円)
2014・平 26	3,501
2015・平 27	3,340
2016・平 28	3,350
2017・平 29	3,150
2018・平 30	3,010
2019・令元	3,010

参議院常任委員会調査室「立法と調査」2019.11

# 防衛省と産業界の一体化路線

今回、まず確認しておきたいのは、防衛分野の政策の展開において防衛省と産業界（特に防衛・軍需業界）と

が結びつくこと、「官民一体」と言われる路線が当然のこととされている、ということですが、それは、軍事行動を想定するとき

「敵国を倒すことで国民の一致的な協力を求める」ことを基礎に置くことになるからです。それを示した二つの報告を資料1に示しました。

A文書は、防衛省が自ら産業界と一致を求めて活動しているという報告です。そこにはまず、日本の財界を代表

## 資料1 防衛省と産業界との一体化

『防衛白書』令和4年版より

### A◆産業界との協力・連携

装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤であるわが国の技術基盤・産業基盤の維持・強化のため、防衛大綱・中期防のもとで示された「技術基盤の強化」や「産業基盤の強靱〔きょうじん〕化」に取り組んでいくうえで、防衛省と産業界の連携は不可欠である。

こうした観点から、2019年10月、河野防衛大臣（当時）と日本経済団体連合会（経団連）幹部との間で意見交換の場を持ち、防衛装備政策に加え、国際情勢や防衛政策を含む幅広いテーマについて意見交換を行うとともに、官民の協力・連携の強化についての全般的な議論を行った。また、同年11月以降、防衛装備庁と経団連防衛産業委員会との間で、「防衛装備・技術の海外移転」、「サプライチェーンの維持・強化」、「契約制度及び調達の内実」、「先進的な民生技術の積極的な活用」、「情報保全の強化」などについて計8回の意見交換を実施し、その成果については、2020年12月、岸防衛大臣と経団連幹部に報告され、了承された。防衛省においては、引き続き、防衛大綱に明記されている産業基盤及び技術基盤の強化を図るため、2022年2月から防衛産業（主要プライム企業）との意見交換を開始し、同年4月には岸防衛大臣と主要プライム企業の社長が一堂に会し双方が認識している問題や課題を共有するなど、官民の協力・連携の強化を進めていくこととしている。〔本報告は、『防衛白書』2020・令和2年版から同じ内容で掲載〕

### B◆国産のミサイル開発の最前線

三菱重工業株式会社

航空機・飛昇体事業部 飛昇体技術部 陸・海上システム設計課  
課長 服部起也

当社は、四方を海に囲まれたわが国の特性を考慮して開発した12式地对艦誘導弾（12SSM）の製造を行うとともに、その改良型の開発を担当してまいりました。

2021年7月、12SSMを大幅に長射程化する12式地对艦誘導弾能力向上型の開発契約を防衛省より受注しました。スタンド・オフ防衛能力の速やかな強化が求められる中、短期間で効率的に長射程化を実現するため、従来のミサイル部門に加えて、社内の研究部門から流体、燃焼、構造などの専門家も参集して取り組んでいます。専門知識を活かし、流体シミュレーションによる機体形状の検討、試験による推進装置の燃焼データ取得など、設計と並行した事前検証を進めています。引き続き、12SSMの技術／製造基盤・実績、陸海空の多様なプラットフォームに搭載する様々なミサイルの開発を通じて獲得した最新技術・経験も活用し、開発を促進していきます。

本ミサイルシステムに限らず、複雑・高度化していく運用環境に対応するためには、電波・通信・電子機器、推進装置、システムインテグレーションなどの技術が必要不可欠です。当社は、これら各種技術の開発・維持・向上を通じて、わが国の安全保障の基礎となる防衛力整備に貢献出来るよう、国内防衛装備品メーカーをはじめとする多数のパートナー会社と協力して、活動してまいります。



する組織「経団連」「日本経済団体連  
合会」の幹部と河野太郎防衛大臣が、  
二〇一九年一〇月に直接意見交換の  
場を持ったことから始まったことが  
記されています。

### 防衛大臣と経団連幹部との 意見交換から始まった接触

そこでは、防衛装備政策に加え、国  
際情勢や防衛政策を含む幅広い課題  
について意見交換を行い、官民の協  
力・連携の強化についての全般的な  
議論を行ったといえます。

つづいて同年十一月以降、防衛装  
備庁と経団連防衛産業委員会との間  
で意見交換が行われます。

テーマは、「防衛装備技術の海外移  
転」、「サプライチェーンの維持・強  
化」、「契約制度及び調達の内方」、  
「先進的な民生技術の積極的な活  
用」、「情報保全の強化」など、実に計  
八回の意見交換が実施されました。

そしてその「成果」は、二〇二〇年  
一二月、岸防衛大臣と経団連幹部に  
報告され、了承されたというのです。

防衛大臣が、軍需産業に関係する  
企業が含まれる財界組織の幹部と直  
接に意見交換をする―これは、戦後、  
現憲法が制定公布されてから初の出

来事だったはずだ。

もちろん、それに続く防衛装備庁  
と経団連組織との公式な接触も、初  
のことでした。

こうして、防衛当局と財界・軍事関  
連企業との「一体的関係」が当然なも  
のになりました。

それを端的に示しているのが、資  
料1の文書Bです。

### 一企業の管理職が『防衛白書』で 自企業のミサイル開発を報告

文書Bは、日本で最大の軍事売り  
上げを続けている三菱重工の、ミ  
サイル開発・設計を担当している現  
職の課長による報告です。

防衛省から受注しているとはいえ、  
一企業の管理職が、自企業のミサイ  
ル開発状況や、今後の開発の展望を  
政府公開文書である『防衛白書』に記  
す、というようなことがあり得るの  
か、と驚きました。

ただし、過去の『防衛白書』にそう  
した例があるかどうかは、調査して  
いません。

もちろん文書そのものは、『防衛白  
書』の編集担当の要望に応えたと思  
われる真面目なものであり、日本の  
防衛に役立つとする態度も見て取

ることができません。

けれども、だからこそ新たなタイ  
プの「総動員体制」の出現ではないか、  
と恐れなければならぬのです。

そして、もう一つ別の角度からす  
れば、少数の大資本による軍事技術  
の独占的な集積が、経済民主主義の  
根幹をゆるがす要因になるのでは、  
と恐れることになります。

じつは、すでに先端技術による防  
衛装備の受注の多くが、入札ではな  
く、随意契約です。「◎◎について、  
あのレベルの技術を持っているのは、  
あの企業だけ」というわけです。

### 防衛費が二倍化されたとき 装備費は一気に巨額化する

そしていま、防衛費が二倍化した  
とき、装備費にあてられる金額が一  
気に巨額化する、と見られています。  
例えば二〇二二年度の防衛費総額  
は五兆一七八億円で、

うち「人件費・糧食費」は二兆一七  
四〇億円で約四二%、それ以外は「物  
件費」三兆〇〇四億円であり、そこ  
に装備費等が含まれています。

そして近年、この構成比はほとん  
ど変化していません。  
それに対して、もし「防衛費二倍化」

が達成され、総額が今年度の二倍に  
なったとすると、一〇兆三五六億  
円になります。

しかし、自衛隊員の大増員は計画  
されていませんし、「人件費・糧食費」  
は二兆一七四〇億円からあまり変化  
しないでしょう。

すると、物件費は一気に八兆円台  
に拡大することになります。これこ  
そが「防衛費倍化路線」の本当の目的  
なのです。

### 「軍事対軍事」の路線は 「果てなき軍拡」を生み出す

ここで、明確にすべきは、「戦勝」  
によって戦争を終わらせようとする  
「軍事対軍事」の路線は、果ての無い  
軍備拡張計画を生み出すということ  
です。現在のウクライナ戦争が、そう  
いう泥沼にハマッテいることは、誰  
もが認めるでしょう。

核兵器を肯定する「抑止力論」も、  
もちろん絶対にダメです。

そこで今回の最後に、二〇二二『防  
衛白書』にある「防衛力整備の主要事  
業」を次ページに掲げて、こうした計  
画をやめさせるための運動を、沖縄  
県から始めることができるよう、改  
めてよびかけます。(この項続く)

資料2 令和4・2022年度防衛力整備の主要事業

(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)

獲得・強化すべき能力	概要
宇宙領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SSA（宇宙状況監視）衛星（宇宙設置型光学望遠鏡）の整備</li> <li>○SSA レーザー測距装置の取得</li> <li>○SSA システムなどの整備</li> <li>○宇宙を利用した情報収集能力などの強化</li> <li>○宇宙作戦群の改編 など</li> </ul>
サイバー領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サイバー関連部隊の体制の強化</li> <li>○サイバー人材の確保・育成</li> <li>○サイバーに関する最新技術の活用</li> <li>○システムの強靱化 など</li> </ul>
電磁波領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わが国に侵攻する相手方のレーダーなどを無力化する能力の強化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンド・オフ電子戦機の開発</li> </ul> </li> <li>○わが国に対する侵攻を企図する相手方からの電磁波領域における妨害などに際して、その効果を局限する能力の強化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子防護能力に優れた F-35A 戦闘機 8 機及び F-35B 戦闘機 4 機の取得</li> </ul> </li> <li>○電磁波領域における将来技術の導入に向けた研究                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・高出力マイクロ波（HPM）照射技術の実証</li> </ul> </li> <li>○電磁波に関する情報の収集・分析能力の強化 など</li> </ul>
海空領域における能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動警戒管制システム（JADGE）の能力向上</li> <li>○掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）の取得（1機）</li> <li>○SH-60K 哨戒ヘリコプターの救難仕様改修</li> <li>○護衛艦（2隻）潜水艦（1隻）、掃海艦（1隻）、海洋観測艦（1隻）音響測定艦（1隻）の建造</li> <li>○「いずも」型護衛艦の改修</li> <li>○偵察航空隊（仮称）の新編</li> <li>○わが国主導の次期戦闘機の開発 など</li> </ul>
スタンド・オフ防衛能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○12 式地对艦誘導弾能力向上型の開発 など</li> </ul>
総合ミサイル防空能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○超音速滑空兵器探知・追尾の実証にかかる調査研究</li> <li>○標準型ミサイル SM-6 や、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）の取得</li> <li>○将来超電磁砲の研究 など</li> </ul>
機動・展開能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○16 式機動戦闘車の取得（33 両）</li> <li>○輸送船舶の取得（2 隻）</li> <li>○石垣島における部隊配置</li> <li>○抑止力及び対処力の向上を図る機動展開訓練 など</li> </ul>
無人機の活用・無人機への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小型の攻撃型 UAV からの防護にかかる研究</li> <li>○無人機雷排除システムの整備 など</li> </ul>
持続性・強靱性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続的な運用に必要な各種弾薬の取得</li> <li>○自衛隊施設の老朽化対策及び耐震化対策の推進</li> <li>○装備品の維持整備に必要な経費の着実な確保 など</li> </ul>

# 沖縄の歴史—「自治」を軸に考える

## 第23回

### 二次大戦後の世界

来間泰男(沖縄国際大学名誉教授)

**ロシアのウクライナ侵略とソ連の**  
**記憶** いま連日のように報道されている、ロシアによるウクライナ侵略戦争を想うとき、プーチン大統領がかつてのソ連のスターリン首相と重なって見えて仕方がない。

ロシアは、「帝国」の時代から、膨張主義／大国主義の国であった。それをスターリンは引き継いでいた。一九一七年のロシア革命によってロシア連邦共和国が生まれたが、ソ

連(ソヴィエト社会主義共和国連邦)

は、その後一九二二年に、ロシア連邦共和国、ウクライナ共和国、ベラルーシ共和国、ザカフカース連邦共和国の四か国が協定し、一五か国が構成員となつてできたものである。

ロシア連邦共和国の中だけでもグルジアなどさまざまな民族の違いを抱えていたのであり、それを超えてさらに大きな連邦／同盟を形成したということとは、その運営について、それぞれの自主性を尊重することが求められるはずである。ところが、スターリンのリードするソ連は、ロシア内だけでなく、連邦であるソ連構成諸国内についても、官僚主義的で、中央集権的に運営した。レーニンの批判と警告を無視して。

ようやく一九七〇年代後半になると、諸民族の自立性を求め、多様性の承認を求める動きが表面化してきた。八〇年代後半にゴルバチョフ主導でペレストロイカ(建て直し)が始まったものの、ついには九一年にソ連は崩壊する。崩壊したソ連はロシア、ウクライナ、ベラルーシ、バルト三国(エストニア、ラトビア、リトアニア)などとなった。そのうちロシアの大統領はエリツィン、プーチン、そしてメドベージェフを経て(その間プーチンは首相)、プーチ

ンに引き戻された。

そのプーチンが、スターリンと同様に、膨張主義／大国主義の姿を露わにしたのは、チェチェン、クリミアなどいくつもあるが、このウクライナ侵略戦争もその一つだといえる。プーチンは、分裂したかつてのソ連の領域を回復しようとしているのである。

ただ、一方のウクライナのゼレンスキー大統領が、NATO(軍事同盟)への加入を希望したり(これが今回の発端)、ひたすら武器の援助を求め、武力対抗の道に進んでいることには、疑問もあるが。

**スターリンの大国主義** 二次大戦後の世界に話を戻そう。まずは大戦前に、スターリンがドイツのヒットラーと秘密協定を結んで、ポーランドを東西から攻めて侵攻し、またあわせてバルト三国を併合し、北隣のフィンランドを攻めた(第18回)。また、ヤルタ会談で、樺太(カラフト)南部と千島列島をソ連が取ることを米英に認めさせた(第20回)。戦後も、アメリカに断られたものの、北海道の北半分を占領することを要求した(第22回)。

二次大戦時に、東ヨーロッパやバルカン半島方面に攻め込んだソ連は、その占領地域を戦後も抑え続けた。

これには、次の事情があつた(第18回)。「すでにイタリアにおいて、進駐軍を派遣した国が排他的に占領統治を行う(ヘイタリア方式)が米

英軍によって採用されていたため、東欧においてはソ連の影響が優越する事態が予想された。それは、枢軸側にたつていたハンガリー、ルーマニア、ブルガリアなどでは直接的に影響し、続々と親独政権が倒され、代わつて親ソ政権が樹立された」(油井大三郎)。これらに、東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキアなどを加えて、ソ連が影響力を発揮する地域が形成されていく。

**ポーランドの場合** 以下、ポーランドがソ連の支配下に入つていった過程を、F・フェイト『スターリン時代の東欧』(熊田亨訳、一九七九年。原著は一九五二年)によって、簡略に描いてみよう。

「ヤルタ会談がひらかれたころ、ポーランドには二つの政権が存在していた。ソ連に後援される国内の臨時政権と英米両国が承認するロンドン亡命政権である」。戦時中のポーランドは、すでにみたように、西からはナチス・ドイツが、東からはソ連が攻めてきて、西側の過半をドイツが、東側の三分の一強をソ連が支配した。このことを、ポーランド人

は強く嫌悪した。「一九三九年九月三〇日、フランスに亡命したポーランド人はシコルスキ將軍を首班として代表的な旧野党——農民党、国民民主党、社会党、キリスト教労働者党——の指導者からなる新しい政権を結成した」。「国内レジスタンス」は「ロンドン亡命政権の一部をなす国内抵抗政権を組織した」(フランスからロンドンに移ったのだろう)。また、「国内抵抗軍を結成した」。この軍は、機関車や車両を運行不能にし、列車を脱線させ、火事を発生させ、鉄橋を爆破し、兵器庫を破壊し、「五七三三人のドイツ人官僚を(始末)している」。

ソ連は、「同じスラヴ民族の兄弟たちを保護する」と、自らの「正当性」を主張したが、ポーランド人にとっては、ドイツとソ連の区別はなかった。「ソ連のいう領土権要求はドイツ側の領土要求と同様に、ポーランド人からななければなんらの正当な根拠ももたない」。「ソ連はポーランド東部に軍隊をいれるやいなや、同地域における急速で強引なソヴィエト化にのりだしたので、ポーランド人の宿怨「年来の怨み」をますますあらたにあらたにたてる結果になった。ソ連軍占領の下でただちにポーランド、ウクライナ、白

ロシア、ユダヤ人の政治組織はことごとく禁止された。ポーランド社会党と農民党の人びとは数千人も逮捕された」。戦前にあったポーランド共産党は、「モスクワに亡命していた指導者の大部分が、肅清のうきめにであい」、潰された。代わって「ポーランド労働者党」が結成された。また、「ポーランド愛国者同盟」という、ソ連支持の団体も結成された。ポーランド人は、ドイツとソ連に対するさまざまな抵抗運動を試みたが、多くは悲惨な犠牲を伴った。

「ポーランドには、民族主義、報復主義、反ソ連的な民主主義体制かあるいはまた、ソ連によって左右される体制か、いずれかしか選択の余地はなかった。二者択一がこのようなかたちで提起された以上、ポーランドのおかれた地理的・戦略的条件がこの国はおのずと第二の選択の方向へむけてはかり「秤」を傾けさせていくほかはなかった」。

**ますます暮る大國主義** 戦前から戦後にかけて、世界の共産主義運動を引き回したのは、スターリンであった。執筆当時、日本共産党の書記局長であった不破哲三の『スターリンと大國主義』(一九八二年)によって描く。

スターリンは、レーニンの時代か

らあった「コミンテルン」(共産主義インターナショナル)第三インターナショナル(を、ソ連が支配し、各国の共産党にその支配原理を押し付ける傾向を強めていった。

スターリンは、「反ファシズム人戦線」の旗を掲げていたこのコミンテルンの方針を覆して、ヒトラーのドイツと「不可侵条約」を結んだ。これについてはすでに何度もふれた。そして、お互いにポーランドを分割しあつた両国は、「境界条約」を結び、「秘密議定書」のとおり協定した。そして、ともにイギリス、フランスと対決する姿勢を表明したのである。

「ソ連のこうした外交的転換は、コミンテルン第七回大会の方針に基づいて反ファシズム戦線の発展に全力をあげていた各国の共産党を、非常な政治的苦境にたたせるものでした。ところが、スターリンは、ことをソ連の外交上の転換にとどめようとはせず、コミンテルンをつうじて、各国の共産党が新しい外交政策「対独提携政策——来間」を支持し、これを自分たちの行動の新しい基準とすることを要求しました」。「ヒトラー・ドイツが、北方と西方に侵略の進撃を開始して、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、オラン

ダ、ルクセンブルグ、フランスを征服したのは、その数カ月後、一九四〇年四月(六月のこと)でした。それだけに、西ヨーロッパ諸国の共産党が、ソ連の外交政策の不当なおしつけと、情勢や人民の要求との深刻な矛盾に直面して、どんなに痛苦の経験を重ねなければならなかったかは、想像にあまるものがあります」。

このソ連の方針は、ドイツが約束を反故にして、ソ連に攻めいったことによつて、終わる。ソ連はドイツに攻められて、ドイツと戦う方向に転換せざるをえなかったのである。そこで期待されるのは、スターリンの反省の言葉であろう。しかしスターリンは、大戦終了後、「一九三九、四〇年の自分たちの行動についての一言の自己批判もなしに、この世界大戦の(最初から)の一貫した反ファシシヨ的性格について、いとも簡単に宣言してのけたのです」。その「宣言」は聞くに堪えないので、引用しない。

**スターリンによる政敵抹殺** 一九五三年三月、スターリンが亡くなつて初めて「スターリン批判」がソ連内部から出た。フルシチョフ書記長による、ソ連の第二〇回党大会(五六年二月)での「秘密報告」(個人崇拜とその結果について)である。

「秘密」であったが、アメリカにキャッチされ、その四か月後には全世界に流布した。「秘密」が続いているのはソ連／ロシアだけである。フルシチョフはスターリンの名を挙げていない。しかし、その内容はすべてスターリンが主導した政策と戦争の批判となっている。

そこにはこうある（不破哲三による）。「政府機関を通じての大量弾圧の慣行が生まれたのは、まさにこの時期（一九三五、三七、三八年）であった。弾圧は、最初は党によってどうの昔に退治されたレーニン主義の敵、すなわちトロツキー派、ジノビエフ派、ブハーリン派にたいし、ついで多数の誠実な共産主義者、内戦時代および工業化と集団化の初期にもつとも困難な時期に重荷を背負い、また党のレーニン主義の方針をまもるためにトロツキー派や右翼主義者と積極的にたたかっていた人びとにたいして、向けられたのである」。つまり、「多数の誠実な共産主義者」や、敵と「積極的にたたかっていた人びと」が「弾圧」された、それが「政府機関を通じて」なされた、と述べている。

次の数字は、恐るべきものである。「第一七回党大会（一九三四年）で選ばれた党中央委員と候補一三九名

のうち九八名、つまり七〇パーセントは（大部分は一九三七―三八年のうち）逮捕統殺された」。「中央委員ばかりでなく、第一七回党大会の代議員たちの大多数もおなじ運命に遭遇した。議決権または審議権をもつ代表一九六六名のうち一一〇八名、すなわち決定的に過半数を超えた人びとが、反革命の罪で逮捕された」。

不破はこれにつけ加えて、「一九四〇年八月、メキシコ亡命中のトロツキーの暗殺も、この大量弾圧の一部をなす出来事であった」と述べている。

この話をここで持ち出したのは、このスターリンに、プーチンの姿が二重写しに見えるからである。彼は当面の政敵、ロシアの反体制活動家ナワリヌイを毒殺しようとしたと疑われている（そのご逮捕され、獄中にいる）。ごく最近、ドキュメンタリー映画「ナワリヌイ」が製作され、全国で（沖縄でも）上映中である。他にも、ジャーナリストや元第一副首相が射殺されている。

**スターリンの他民族追放** これもフルシチョフの「秘密報告」にあり、二次大戦中のことである。ここにはウクライナの話も出てくる。「スターリンが首謀者となり、ソ連邦の民族

政策のレーニン主義的基本原則にまったく違反する奇怪な行為がなされた。われわれは、例外なしにすべての共産黨員、共産主義青年同盟員もいっしょにして、民族全体をその故郷から集団移住させたことをあげたい。この集団移住はけつして軍事的考慮によっておこなわれたものではなかった。前線で、ソ連に有利な方向で敵

の戦線が突破された一九四三年の末に、すべてのカラチャイ族をその住んでいる土地から移住させる決定がなされ実行された。同じ時期一九四三年十二月の終わりに、同じ運命がカムルイク自治共和国の全住民におちかかっていた。一九四四年三月にはチェチェン族およびイングシユ族の全部が強制移住させられ、チェチェン・イングシユ自治共和国は消滅させられた。一九四四年四月には全バルカン族がカバルディン・バルカル自治共和国の領域から遠く離れた場所へ追放され、共和国自体もカバルディン共和国と改名された。ウクライナ人がこの運命におちいることから免れたのは、ただあまり人数が多すぎて追放するにも場所がなかったからである。さもなければスターリンは彼らもまた追放したであろう」。

**スターリンの東欧支配** 不破哲三

は、東ヨーロッパの国々について、スターリンの対応を次のように指摘している。「もともとこれらの国々には、第二次世界大戦の末期に、ソ連軍がヒトラー軍を撃破する過程で解放を勝ちとった国々に、その国の人民の民族解放戦線がはたした役割と比重は国によって異なりましたが、ソ連軍の進駐のもとで社会的な変革が始まったという点では、多かれ少なかれ共通の特徴をもっていました。／＼こうして、ドイツの占領支配からの解放が主として自力によるものではなかったこと、そして、その後の民主主義的、社会主義的変革への前進がソ連軍の駐留下でおこなわれたことなどのために、スターリンを中心としたソ連指導部は、自分たちは、これらの国々にの党や政府の内部問題に介入する当然の特権をもつていると考える行動しました」。

「ソ連とのこうした関係に甘んじなかつたのが、ユーゴスラビア共産党でした」。リーダーはチトーで、このようなソ連のやり方に従わない傾向は「チトー主義」として、抑圧されるようになる。そして、他の東ヨーロッパ諸国に及んでいく。

「それまでは、東ヨーロッパ諸国では、ソ連とはちがう新しい社会主義への道を追求することが、当然の



方向として語られていました。これらの国々にうちたてられつつあった新しい体制は、「人民民主主義」と総括的によばれましたが、これは、議会制民主主義や、複教政党制など、ソ連型とはちがう社会主義の発展の道をあらわした言葉と理解されました。そして「ポーランドの道」や「チェコスロバキアの道」など、それぞれの国の条件にあった「民族的な道」の探求が、基本方針とされたのです。

ところが事態は一変した。「ソ連型社会主義を唯一のモデルとして模倣すること」が絶対で、「民族的な道」を語ることは「重大な政治的犯罪」とみなされるようになったのである。「各国が「独自の道」をとなえることは、いまやどこでも、もつとも重大な犯罪とされました」。

これら東ヨーロッパの「人民民主主義」の国々には、その指導者たちがスターリンによってつぎつぎに失脚させられた。ポーランドのゴムルカ、ブルガリアのコストフ、チェコスロバキアのスランスキー、ハンガリーのライクなどである。最たる例はポーランドである。この国はロコソフスキーという「ソ連赤軍の元帥」（ポーランド人ではあるが）を「政府と党の要職」にすること、また

「ポーランド軍」の指揮者とするこ

とを押し付けられたのである。

このような流れは、東ヨーロッパ諸国におけるソ連型支配者たちとその被支配者（一般大衆）との矛盾を、その草創期から産み出していたのである。

**朝鮮戦争とスターリン** 戦後世界は新しく動き始めた。一九四九年には、九月末にソ連が原爆の保有を発表し、一〇月一日には中華人民共和国が成立した。この情勢を受けて、アメリカは、「太平洋地域における合衆国の防衛ライン」を発表した。これには韓国と台湾が含まれていない。「韓国の場合、北朝鮮からのソ連軍の撤退に対応して、米軍も四年六月に撤退し、軍事顧問だけを残していたが、五〇年一月末には米韓相互防衛援助協定が調印されたので、有事の介入「有事になれば介入すること」は予想されていた。ただし、トルーマン政権としては、武力による北進統一を主張していた李承晩「りしやうばん」政権への警戒から、重火器や戦闘機の供給は制限していた。

この項は、油井大三郎「朝鮮戦争と核軍拡競争の激化」（古田元夫との共著『第二次世界大戦から米ソ対立へ』一九九八年）による。

朝鮮は北緯三八度線を境に、北と南に分割されていた。「一九五〇年六月二十五日早朝、北緯三八度線の全域にわたって突然戦端が開かれた。緒戦は北朝鮮軍の優位のうちに推移し、二十八日には早くもソウルが陥落した。この開戦の起源について、韓国や合衆国側は最初から北朝鮮による侵攻説を主張していたが、北朝鮮側は南の挑発説を主張し、長年対立してきた。しかし、一九七〇年に出版されたフルシチョフの回想録の中で、四九年末と五〇年三月に金日成「きんにっせい」がソ連を訪問し、スターリンから武力統一方針への支持を取り付けていた事実が暴露されてからは北朝鮮による武力南進説が一般的となっていた。「中南進説が一般的となっていた。」「中略」スターリンは原爆の保有や中国革命の成功で自信を深め、北朝鮮に對する支援を決断したが、極力それを隠す努力をしていたことが、ソ連解体後に明らかになったスターリン文書でも示されている。

トルーマン・アメリカ大統領は、朝鮮戦争を、「共産勢力が従来の政治宣伝を主とした「間接侵略」の段階から武力を使った「直接侵略」段階に移した事件」とみた。そして、海空軍を韓国に派遣し、国連安保理事会で北朝鮮に三八度線以北へ

の撤退を要求する決議案を提出し、可決を得た。ソ連は当時欠席を続けていたので、拒否権が発動されなかったのである。次いで、国連軍を派遣することが決定され、マッカーサーがその「最高司令官」に任命され、韓国軍も国連軍に編入された。

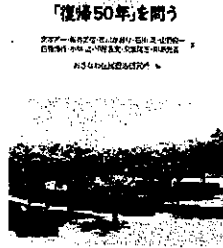
戦局は八月まで変わらず、国連軍は東南端の釜山（ふざん）近郊まで攻め立てられた。これに対して、マッカーサーは、九月一日、仁川（じんせん）上陸作戦を打ち、形勢の逆転に成功した。国連軍は三八度線を越えて進撃し、中国との国境近くまで至った。そこに中国から北朝鮮側に大量の義勇軍が派遣され、「十一月末に国連軍は総崩れとなった」。

その後、朝鮮戦争は、翌五一年三月ごろから三八度線を境として膠着状態に入った。難航したが、「休戦協定は五三年七月によく締結された」。結果は、「戦前状態に復帰しただけに終わった」。

そのアメリカ側に与えた影響をいえば、「合衆国は朝鮮戦争を契機に軍事力の飛躍的な強化を実現した形となった」。つまり、「常時軍事大国」（私の造語）へと進むことになったのである。

# 書評..おきなわ住民自治研究所編

かなで豊か  
な平和を  
もつて  
沖繩を  
「復帰50年」を問う



## 『平和で豊かな 沖繩をもつて』

渡名喜庸安  
(当研究所理事)

(一) 今年沖繩は「復帰五〇年」を迎えました。この節目の年に、おきなわ住民自治研究所はこのほど『平和で豊かな沖繩をもつて』を

自治体研究社から公刊しました。

本書は、基地問題、軍事環境汚染問題、社会保障・社会福祉、沖繩への憲法の適用実態、沖繩県経済・雇用・労働問題などの諸課題について「復帰五〇年の沖繩の現状」を分析して「復帰の歴史的な意味」を問いつつ、今後の沖繩県政に求められる課題を整理し、司法の場で争われてきた辺野古争訟の「これから」を含め次の五〇年で沖繩が目指すべき方向性を展望しています。執筆陣は、本研究所にゆかりの深い宮本憲一・小林武・白藤博行先生はじめ県内外の第一線の研究者によって構成され、

これに沖繩県副知事の照屋義実氏が加わり、それぞれ上記諸課題について健筆を奮っています。

(二) ここでは本書に登載された一〇の論文の論旨に着目して便宜的に設けた次の諸項目に即して、各論文(順不同のところがあります)の内容を紹介することとします。

① 基地問題―復帰の歴史的意味―  
―本書の巻頭論文である宮本論文は、沖繩返還協定が日本国憲法体制への加入を切望する「沖繩のころ」を無視して締結されたこと、沖繩国会で復帰関連法案が「屋良建議書」(一九七一年一月)を無視して強行採決されたことを「第三の琉球処分」と呼び、「復帰五〇年の沖繩の現状」について、辺野古新基地建設のほか集団的自衛権の名の下で急速

に進む南西諸島での自衛隊基地建設

(琉球弧の軍事化)に見られるよう

に「戦時体制の最先端に沖繩は置かれて

いる」と指摘します。同時に、

復帰後五〇年を超えても必要とされる

沖繩振興計画(振興法)について、

これは安保体制を維持するために沖

繩県を直轄領にしたいという政府の

願望の表れであるとして、国の

沖繩政策の重点が、沖繩経済の自立

よりも、米軍・自衛隊の基地の維持・

設置に移りつつあることを指摘しま

す。危機の時代をどう乗り越えてい

くのか、宮本論文は危機の構造を平

和へ転換していくために「沖繩のこ

ころをもう一度高く掲げよう」と提

唱し、具体的な展望を示します。川

瀬論文も、宮本論文と基調を同じく

し、沖繩振興予算、米軍再編交付金

に加えて、特定防衛施設整備調整交

付金(特交付金)がいま沖繩の民

意を「弊履のごとく」踏みにじって

辺野古新基地建設を強行する手段と

して、それも自治体に対する政治的

差別を横行させる形で配分されてい

る実態を告発します。

② 軍事環境汚染問題 ― 沖繩で

はこの間、米軍基地周辺で有機フッ

素化合物(PFAS)の流出による

水質・土壌汚染およびPFAS汚染

水の下水・地下水への放出による軍

事基地に起因する環境汚染問題が相

次いでいます。桜井論文は、軍事環

境汚染の具体的事例を取り上げ、人

体や環境への有害性が指摘されるP

FAS汚染が沖繩でとどまることな

く広がっているにもかかわらず、米

軍が日米地位協定を盾に沖繩県の求

める米軍基地の立入調査を拒み続け

ている実態を紹介しています。二〇一五

年に締結された日米地位協定の「環

境補足協定」も汚染地域の自治体に

よる米軍基地の立入調査には有効に

機能しうるものではありません。こ

のような現状において、砂川論文は、

アメリカで進むPFASの動きに注

目しながら、立入調査の可能性を探

り、県民、特に子供たちの健康と未

来を守るために包括的に対処できる

罰則や拘束力のある国内での法制度

の整備および法規制と監視強化によ

る汚染源対策が急がれると訴えます。

③ 社会保障・社会福祉 ― 石川

論文は、「復帰五〇年」にあたり、

憲法二五条が定める生存権保障につ

いて復帰前後の社会保障・社会福祉

の法状況を一瞥し、沖縄の貧困問題（貧困や格差、貧困率、貧困世帯の状況など）と生活保護を取り巻く現状（県内の保護率、給与総額、国民年金納付状況など）を分析し、深刻な現状にある沖縄県の貧困問題を改善するために、制度上・運用上の課題として、生活保護制度や福祉事務所の改善・拡充、高齢者・障害施策の拡充、県と市町村の共同による沖縄県独自の新制度の検討を提案します。山野論文は、子どもの貧困問題を主に保育を中心とした児童福祉の観点から、しかも沖縄の子育て世代の雇用・労働を歴史的視座でとらえ、待機児童率の異常な高さに見られるように、児童の権利侵害の潮流が長く続いてきたことを論じています。子どもの貧困問題の原因については島袋論文でも言及されます。

④ 沖縄と憲法・地方自治——小林論文は、憲法と沖縄の関係について1945年4月に遡って論じ、米軍占領下の「無憲法」の状態、講和後における憲法から遮断された状態に続いて、復帰も平和憲法下での生活を實現するのではなく、安保条約を沖縄に即時適用し、復帰後も憲法の

適用実態はむしろ人の尊厳を平然と蹂躪する米軍がなお居座り続けている「反憲法」のなかにあると厳しく指摘します。小林論文は、これらの文脈において、沖縄県民が排除された日本国憲法が制定されたことの重大性、そして沖縄戦の本島上陸時に公布されたニミッツ布告が憲法の適用を事実上排除したことに対し、わが国政府が主権国家としての対応をしなかつた問題点を問ひかけます。なお、小林氏は、憲法に優位する日米安保体制に言及し、特に地位協定の抜本的改訂が不可欠な課題であると述べていますが、これは本書に通底する指摘といえます。

日米同盟を国是とする歴代政権の下にあって、米軍や日本政府に抗う運動に対して包囲網が敷かれ強権的にまで規制強化が進められてきました。包囲網を敷いているのはなにも行政だけでなく、司法も政府に屈し違法といえるような判決を繰り返してきています。白藤論文は、沖縄県が国を相手にあらがう「辺野古争訟」について、これがいくどとなく繰り返されてきた理由、沖縄県が「敗訴」し続けているかに見えるのは、国の

「私人なりすまし」論、国地方係争処理委員会の任務放棄、裁判所の誤った「固有の資格」論にあることを分かりやすく解説しています。白藤氏は、「辺野古争訟」の本質は、沖縄県の自治権の憲法的保障の問題であり、沖縄県民の人間の尊厳、生命、健康、環境、そして平和にかかる人権保障の問題と考える視点が重要であることを強調し、沖縄県知事が行った埋立不承認処分に対する国の対応と今後沖縄県がとり得る究極の対応について、展望を語ります。

⑤ 沖縄県経済、雇用・労働——島袋論文は、敗戦後の軍作業・軍雇用（基地依存経済）という働き方の「いびつさ」が現在まで続き、「復帰五〇年」間で第三次産業偏重の産業構造と非正規・低賃金の就労構造が形成・固定化され、また「本土との格差是正」を図るための公共投資も技術・資本が地域に蓄積されない構造（ザル経済）となっていると課題の多さを指摘します。照屋論文は、沖縄県経済について、米軍統治下時代の基地依存型輸入経済と復帰後の五次にわたる振興計画を中心とした沖縄経済の歩みを振り返りつつ、新・

沖縄二一世紀ビジョン基本計画にも言及しつつ、本県が有する地理的特性や歴史的・文化的特性、海洋島嶼性などの地域特性を十分に活かし、発展可能性を引き出すことの意義を述べ、第三次産業構造からの脱却、リーディング産業の育成など今後の県経済の発展可能性を描きます。

(三) 「復帰」は米軍基地の存続を内容としたものであり、現在も日米同盟の維持の名の下に急速に琉球弧の軍事要塞化が進められ、そのなかで沖縄県民の人権、人間としての尊厳が著しく脅かされてきています。本書は、おきなわ住民自治研究所が初めて公刊するものですが、「復帰」それ自体の歴史的意味を問ひ、その現状における問題点を明らかにし、今後の展望を示すものとなっております。本年五月に発表された沖縄県（玉城デニー知事）の「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな新建議書」（本書末尾に資料として掲載）も、なお政府に抗いながら「基地のない平和の島」を目指すことを決意しています。新建議書も本書と併せて是非ご一読されるようお薦めしたいと思ひます。

## 辺野古通信

沖縄県民間教育所研究所

長堂登志子

### 若者の目から見た沖縄

7月の火曜日辺野古バスに27歳の若者が乗ってきた。彼は6月中旬から1ヶ月かけて沖縄を歩いてきた。「琉球、沖縄県、沖縄戦、戦後、復帰、そして現在の基地問題。積み重なる歴史の場があるさまわり、現在の問題をからだごとこころで感じる『生活』のなか、あまりにたくさん知らなかったこと、わからうともしていなかったことに出会うことになった。」彼はなぜ『生活』にカギカッコをつけるのかを語る。「これはわたしが沖縄を歩き、さまざまな人に出会い、ひとりひとりに『生活』があることを知ったからだ。基地反対者であれ、基地生活者であれ、トラックの運転手や機動隊、警備のひ

とびとであれ、うちなーんちゅ、ひとりひとりの『生活』がある。それを想起することなしに沖縄を語るのには、自分の持つ沖縄イメージを押し付けるだけになると思った。それゆえ、意識的に『生活』と表記してしまおう。」

彼は最近の2つの出来事から沖縄を語っている。一つは「銃弾」「7月8日。参院選真っ最中であつた日。2発の銃弾が、安倍元総理の命を奪った。バン、バン。あまりにも想定外の事件に、国内外に衝撃が走った。選挙運動中の政治家たちは、それぞれの政治的立場を問わず、大真面目に『暴力は許さない』『民主主義を守る』と叫んでいた。メディアは安倍氏礼賛一辺倒。」「結果としては、自公政権が大多数の当選を占める形で今回の参議院選は終わった。だが、あの銃弾が開けたいびつな空洞は残っている。」「いびつな空洞を埋めるためなのか、そもそもしびつな政治を行ってきた『あの男』を過大評価するためなのか、政府は『あの男』の『国葬』を急ピッチで閣議決定した。うんざりするほど見えてきた民衆を無視した強行姿勢である。」と訴えた。そして「本土の人

間には目に見えない国家の暴力が沖縄では日常的に行われていることを目にした。沖縄では『銃弾』が民間に飛んでくる事件が何十年も起こっていること。7月7日にも金武町伊芸区の民家の窓ガラスが割れ、銃弾のようなものが発見された。事件当日、夜の9時まで近接するキャンプ・ハンセンで実弾砲撃演習が実施されていたが、米軍のものではないと否定。騒音、山火事の被害、流弾事件は何十年にわたり、たびたび繰り返されている。」「『生活』を脅かす銃弾は米軍施設のみ飛んでくるわけではない。7月19日、宮古島市伊良部の長山港に停泊していた宮古島海上保安部の『巡視船しもじ』が、民間地に向かつて実弾8発を誤射する事件が起きた。」彼が歩いた1ヶ月間の沖縄をしっかりと見つめている。

彼は「土地規制法がやってくる!」につなげて考えている。7月19日の新報社説で土地規制法とは「政府が『特別注視区域』や『注視区域』に指定した基地を含む重要施設周辺で、土地利用実態を調査し『妨害行為』への注視勧告や命令が可能となる。」法律とある。「注視区域」とは重要

施設の敷地の周囲のだいたい1キロ範囲内がマーキング。「妨害行為」とは辺野古新基地建設反対運動や宮古島千代田・保良や石垣島平得大保などの自衛隊基地建設の軍事化反対運動、基地から流れ出るPFOA・PFOSへの抗議などをさすのか。マーキングさえすれば無条件に調査し、個人情報も聞き出すこともでき、勧告や罰則付きの命令もできる。「被害の元凶は施設の中にあるにも関わらず、施設の外の住民を潜在的な犯罪者予備軍のように扱う法律」と語る弁護士。「土地規制法が、国家の恣意的な運用可能な法律だけあって、恣意的に沖縄が、南西諸島がターゲットになることが恐ろしいんだ。やばい。」「『土地規制法』という略称では伝わらないほど、沖縄や南西諸島の人々の『生活』が統制のもとに置かれる危険性が感じられる。なにができるだろう。」「沖縄があぶない!土地規制法がやってくる!」と報告を結んでいる。

チラシを作って街頭で配っているという若者の声を清々しいシャワーのように浴びた。ありがとう!



## ●第7回宮古島市民学習会

# みんなで学ぶ 宮古島の財政

～住民が主人公の宮古島市～を終えて

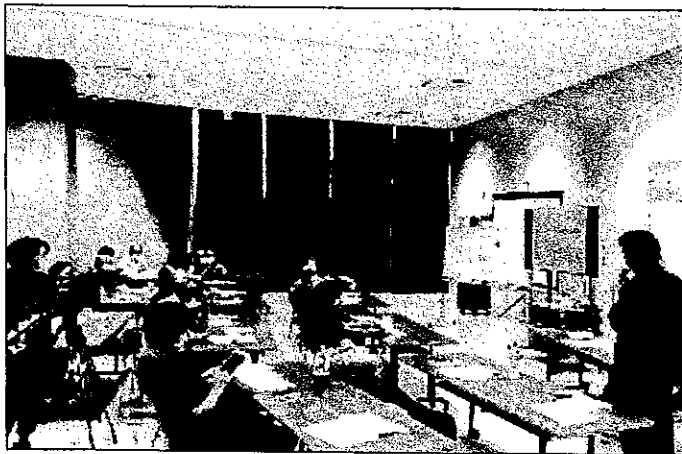
実行委員長 岸本邦弘

世界中に拡大した新型コロナウイルスにより、社会のあり方が大きく変えられました。人類の歴史は、感染症の歴史でもあるとも言われ、時代の転換期には病原体の存在が指摘されています。約100年前に大流行した新型インフルエンザ「スペイン風邪」では、約4000万人が死亡したとされています。

日本国憲法は、人民による人民のための政治を求める国民主権を原理とし、第8章に地方自治の章を特別に設けています。それは住民の住民による住民のための「住民自治」と、国とは別個の団体である地方公共団体が自治を行うという「団体自治」のふたつから成り立っています。歴史は過去を映し出す鏡であり、

未来をも照らししてくれます。すなわち歴史に学ばなければ、未来の指針は造れません。このような観点から、5月24日、講師に京都府立大学名誉教授の川瀬光義氏をお迎えして、「市町村合併とは何だったのか?」、「防衛省予算・基地と自治体財政」について講演をして頂きました。川瀬氏は、市町村合併は、合併に応じた自治体のみを優遇し、応じなかつた小規模自治体に圧力をかけ、すべての自治体の共同財源である地方交付税の悪用と指摘しました。また、防衛省補助金が、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、宮古島の事業、例えば伊良部野球場やし尿処理施設などの建設に使われている。公共施設のために補助率の高い助成金が交付されているがこれらの施設整備は、防衛省の本来任務ではなく、予算額算定の根拠も不十分であり、長期的な財政効果が見込めず、基地を押し付けようとする政治的恩恵の反映で、

その必要性を住民に説明する責任を放棄し賄賂的資金でこまかそうとしているとも指摘し、宮古島市などの自衛隊基地建設をめぐる経緯は広域化の弊害を示していると総括しました。コロナ禍の開催にも関わらず市議会議員9名を含む市民37名が参加し、理解を深めました。





# 県民とともに歩む 玉城デニー県政の発展を

辺野古新基地建設をなんとしても進めたい自公政権は、真正面から辺野古基地容認・推進する公約を掲げる知事候補を擁立し、これまで幾度となく全県的な選挙や県民投票で示された「新基地ノー」の民意を覆すために総力で臨んでいます。

それだけに今度の県知事選挙は絶対に負けられないたたかいになっています。

全国の皆さんのご支援ご協力を心から呼びかけます。

◆ 郵便振替 口座番号  
01790-2- 147298  
おきなわ住民自治研究所

◆ 沖縄銀行：店番号109  
普通預金口座番号：  
1470814

◆ ゆうちょ銀行：  
記号17060  
番号19027701

会員・賛助会員のみなさま  
先にお送りいたしました冊子は届きましたでしょうか。皆さんにお送りした際に、取扱票に一部口座番号と加入者名が記入されてなく、誠に申し訳ありませんでした。  
\* 左記の口座をご利用ください。

『平和で豊かな  
沖縄をもとめて』  
冊子・普及のお願い



宮本憲一先生と玉城デニー知事

## 『平和で豊かな沖縄をもとめて—「復帰50年」を問う』 刊行にあたっての声明

「平和で豊かな沖縄」実現にむけてともに歩んでいくことを  
県民の皆様と呼びかけます！

今年2022年は、沖縄が「本土復帰」して50年の節目にあたります。沖縄県民が「祖国復帰」に込めた願いは「基地のない平和で豊かな沖縄」の実現でした。しかし、戦後77年・復帰から半世紀を経てなお、辺野古の新基地建設や先島諸島の自衛隊基地建設が強行され、日米安保の「要石」としての沖縄の軍事要塞化が急速に進められています。

いま、沖縄の歴史と未来がかかった重大な分岐点に立っているといえるでしょう。

この重要な分岐点において私たちおきなわ住民自治研究所は、これまでの50年を振り返りつつ、「平和で豊かな沖縄」へ向けたこれからの50年を展望するため、沖縄に心を寄せる県内外の研究者の協力のもと『平和で豊かな沖縄をもとめて—「復帰50年」を問う』を刊行しました。

このなかで、とくに軍事基地と自然環境・水汚染、社会保障、貧困、地方自治、平和、憲法、経済、財政など広範囲にわたって「復帰後50年」の沖縄が置かれてきた状況と課題を整理し、これからの「平和で豊かな沖縄」の展望とその手掛かりを具体的に提示しています。

本書は、沖縄の平和、人権、環境、自治について、目下の課題であるPRASによる被害と地位協定の壁、埋め立て変更申請不承認をめぐる国と県の争訟の問題、社会保障と貧困、琉球孤全体への「軍事要塞化」など、まさに政府の沖縄施策のあり方を問うものです。

ここで明らかにしたのは、①復帰から50年の間、なかなか変わらない現実の厳しさ、にもかかわらず②「平和で豊かな沖縄」を求め続ける変わらぬ県民の強い意志、③そうした強い意志に基づく努力から紡ぎだされつつある「平和で豊かな沖縄」実現への展望とその手掛かり、でした。

これまで沖縄県民がつないできた「平和で豊かな沖縄」実現への道筋は、翁長前知事による辺野古新基地建設反対が明確に打ち出されたことによって具体化され、玉城県政においても貫かれ、さらに県民投票などで明らかになりました。多くの県民がこの道筋とともに進もうとしています。沖縄県の「新たな建議書」に「県民のこころと願い」は引き継がれています。

県民が望む「平和で豊かな沖縄」は、特別なものではなく、だれしもが共通して望むものです。本書の刊行をきっかけに、「平和で豊かな沖縄」実現への道筋を確かなものとすべく、ともに歩んでいくことを多くの県民に広く呼びかけます。